

# 令和8年度「かごしまの食」理解促進事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度「かごしまの食」理解促進に係る業務委託

## 2 履行期限

令和9年3月17日（水）

## 3 業務の目的

若い世代を含めた幅広い県民に対する県産食材や食文化の理解を深め、農林水産物の活用促進を図るため、県内生徒、学生（以下、「学生等」という。）を対象に、県産食材の新たな活用や若い世代をターゲットにした効果的なPR方法等について、アイデアを募集し、選定されたアイデアの実践支援を行う。

また、将来を担う子どもたちに農業・農村の役割、食の楽しさや大切さなどについて理解促進を図るため、食育を担う人材育成を行う。

## 4 業務委託の内容

### (1) 「かごしまの食未来プロジェクト」の実施

#### ア 募集・審査

(ア) 時期：令和8年6月～7月

(イ) 対象：学生等（県内の高校生、大学生、専門学校生等）

#### (ウ) 業務内容

- ・学生等に対し、SNS、Webサイト、募集チラシ等の各種媒体を活用した周知・募集を行うこと。
- ・審査委員の選定及び依頼を行うこと。なお、審査委員については県と協議の上、決定すること。
- ・応募のあった企画について書類審査を実施し、優秀なアイデアを県と協議の上、選定すること（2校選定）。
- ・募集するアイデアについては、若い世代が県産食材への理解を深める取組、若い世代への効果的な情報発信の提案、県産農産物の活用方法に関する提案等、本県の食や農の関心向上につながる内容とすること。

#### イ 選定されたプロジェクト内容のブラッシュアップ

(ア) 時期：令和8年8月～9月

#### (イ) 業務内容

- ・選定されたプロジェクトについて、専門家（フードコーディネーターやデザイナー等）による助言指導を実施すること。  
なお、専門家は審査委員と兼ねることができるものとする。
- ・プロジェクト活動の具体的な実施計画の作成支援を行うこと。

#### ウ プロジェクト活動の実践支援

(ア) 時期：令和8年9月～令和8年1月

#### (イ) 業務内容

- ・学生等によるプロジェクト活動について、伴走型による支援を実施すること。
- ・プロジェクト実施に係る学生等からの相談対応を行うこと。
- ・プロジェクト活動に係る経費の支払いを行うこと。
- ・なお、支払額は1プロジェクト当たり30万円を上限とし、支援対象

- 者の希望に応じて概算払いや都度払いに対応すること。
- ・プロジェクトに参加した生徒及び学生を対象としたアンケートを実施すること。

【想定されるプロジェクト活動例】

- ・ SNS等を活用し、食材の産地や新たな活用方法の紹介
- ・ 飲食店やスイーツ店（地産地消推進店等）とコラボした商品化
- ・ 若い世代を対象にした産地ツアーや生産者等との交流 など

エ プロジェクト活動の成果の紹介・PR

- (ア) 時期：令和9年2月
- (イ) 場所：鹿児島市内（予定）
- (ウ) 対象：学生等、県民等
- (エ) 業務内容
  - ・ プロジェクト活動の成果について、県民等への周知を図るため、下記のとおり成果発表会及び表彰式を開催すること。
  - ① プロジェクト活動の成果発表会
    - ・ 成果発表会の実施に当たり、日程調整、会場準備、進行管理その他必要な運営を行うこと。
    - ・ 学生等によるプレゼンテーションを実施するとともに、資料作成や発表方法等に係る伴走支援を行うこと。
    - ・ 専門家による講評について、講評者との連絡調整、進行管理、その他必要な運営を行うこと。
  - ② 表彰式
    - ・ 賞状及び副賞の贈呈を行うこと。

オ チラシや広報誌、SNS等での情報発信を行うこと。

カ その他

本業務の目的を達成するために必要となる附帯業務

(2) 食育を担う人材育成に向けた食育講座の開催

ア 参加者の募集

- (ア) 時期：令和8年6月～7月
- (イ) 対象：小中学校等で食育に携わる教員、学校給食センター職員、食育支援者、かごしま健康優良企業、食育に関心のある企業の管理職等
- (ウ) 業務内容
  - ・ 食育講座の参加者募集に当たり、案内文書の作成及び発送を行うこと。なお、送付先（750か所程度）は県から提供する。
  - ・ 関係機関等への周知を行うとともに、参加申込の受付、参加者名簿の作成、その他必要な運営を行うこと。

イ 研修会の開催（座学及び現地での研修会 1回）

- (ア) 時期：令和8年7月下旬～8月
- (イ) 場所：県内
- (ウ) 対象：教員、学校給食関係者、生産者等 30人程度
- (エ) 業務内容
  - ・ 食育を担う人材育成を目的として、県内において座学研修及び現地研修を組み合わせた研修会を実施すること。なお、会場、講師、事例発表者及び現地ほ場等については、県と協議の上、決定すること。

- ・講演及び事例紹介については、オンラインを併用して実施すること。
- ・研修会の開催に当たり、日程調整、会場準備、参加者対応、進行管理その他必要な運営を行うこと。

① 座学研修

- ・食育に係る講演を実施すること。
- ・農業者、学校等による食育取組事例を紹介すること。
- ・食育の推進に係るワークショップ等を実施すること。
- ・参加者アンケートを実施すること。

② 現地研修

- ・農業体験実習（農作業体験、土づくり、耕耘作業等）を実施すること。
- ・農業者等による指導を実施すること。
- ・農業者との交流、意見交換等を実施すること。
- ・参加者アンケートを実施すること。

※ 座学研修と現地研修を組み合わせた2日間程度の研修を実施すること。なお、座学研修のみの参加も可能な形式とすること。

ウ その他

本業務の目的を達成するために必要となる附帯業務

## 5 業務の報告等

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに委託者へ提出しなければならない。

なお、本業務に係る成果品に関する著作権、著作権及び所有権は全て委託者に帰属するものとし、著作者人格権は行使しない。また、第三者の権利を侵害しないものとし、委託者の承諾を受けずに他者への貸与、使用してはならない。

本業務の実施状況を明らかにするため以下のとおり書類を県に提出すること。

(1) 上記4の取組成果をまとめた実績報告書及び本事業に使用した資料等

(2) 業務の実施状況が確認できる証拠書類

ア 業務日誌（本業務を実施するために必要な賃金を支払う場合のみ）

イ 経費に係る帳簿・領収書等

## 6 その他

(1) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については、県と協議するものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、県と十分に連携をとり、協議、調整の上、進めることとする。